

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成24年 6月 21日

愛知県知事 殿

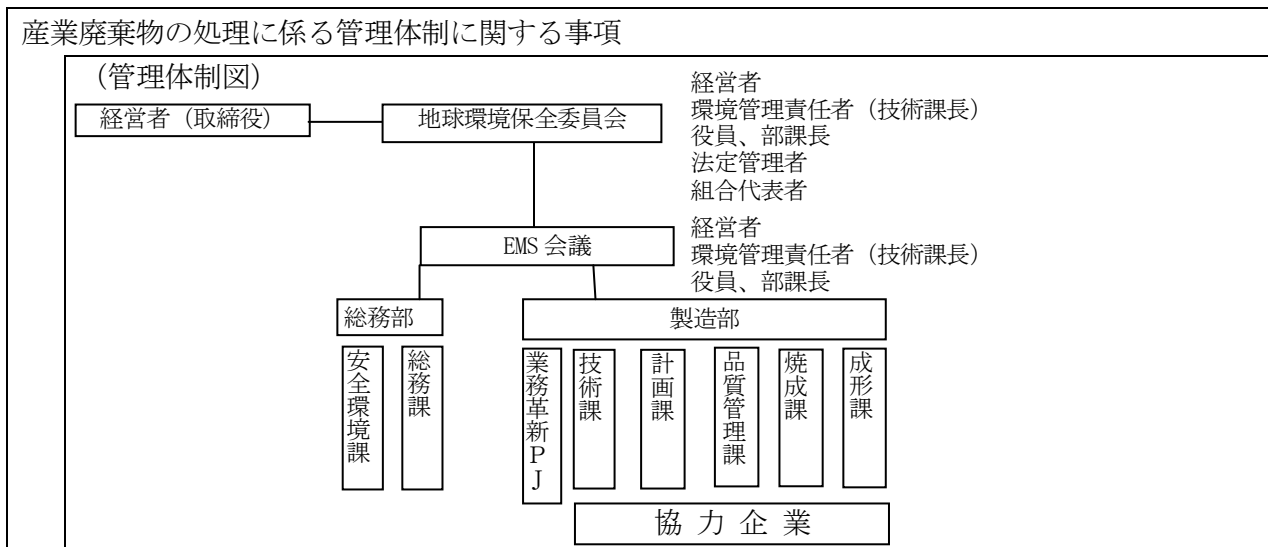
報告者

住 所 大分県中津市大字是則 700 番地
氏 名 TOTOサニテクノ株式会社
代表取締役 麻生 泰一
電話番号 0979-32-1111

住 所 愛知県常滑市桧原字来明 5
氏 名 TOTOサニテクノ株式会社
取締役製造部長 井戸辺 義美
電話番号 0569-34-5511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	TOTOサニテクノ株式会社 愛知工場
事業場の所在地	愛知県常滑市桧原字来明 5
計画期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	21:窯業・土石製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額:25億9029万円
③従業員数	296名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	添付資料1



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (23年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス屑、コンクリート屑、及び陶磁器屑	汚泥
	排出量	832 t	276 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属屑
	排出量	31 t	6 t
	(これまでに実施した取組) ガラス屑、コンクリート屑、及び陶磁器屑： 汚泥：生産廃水として流出する汚泥を、回収し再原料化することで、脱水汚泥の削減を図る。 廃プラスチック類分：分別方法の周知、社内教育 がれき類：窯の構造変更により、更新周期の延長 金属屑：分別方法の徹底、社内教育		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス屑、コンクリート屑、及び陶磁器屑	汚泥
	排出量	757 t	114 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属屑
	排出量	28 t	6 t
	(今後実施する予定の取組) 乾燥ラインの更新により歩留を向上させ、陶器屑・汚泥を削減する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特記事項なし
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特記事項なし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	151 t	
	（これまでに実施した取組） ・社内での再利用 ・遠心分離機により、排水回収区域を拡大し回収再利用量を増やす。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	220 t	
	（今後実施する予定の取組） ・遠心分離機により、排水回収区域を拡大し回収再利用量を増やす。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） 処理なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 処理なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 処理なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 処理なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	全処理委託量	31 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	31 t	t
	(これまでに実施した取組) 社内廃棄物教育実施		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	全処理委託量	28 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	28 t	t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物分別教育実施により、正確な分別実施を実施する事で、廃プラ の減少につなげる。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

陶器屑：中間処理業者に委託し、路床材として再資源化

石膏屑：中間処理業者に委託し、セメント原料として再資源化

ガラス・ビンくず：中間処理業者に委託し、ガラス原料として再資源化

窯カルシライト：中間処理業者に委託し、路床材として再資源化

蛍光灯屑：中間処理業者に委託し、水銀・金属を再資源化

排水処理スラッジ：中間処理業者に委託し、耐火物原料として再資源化

排ガス洗浄塔廃液排水処理プレス土：中間処理業者に委託し、セメント原料として再資源化

混合廃土：中間処理業者に委託し、セメント原料として再資源化

廃油：中間処理業者に委託し、再生油として再資源化

排ガス洗浄塔廃水溶性廃液：中間処理業者に委託し、混合エマルジョン燃料として再資源化

廃プラスチック類：中間処理業者に委託し、焙焼・サーマルとして再資源化

乾電池：中間処理業者に委託し、金属を再資源化